

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB事業所（以下「事業所」という。）に雇用され、トラック運転手として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、事業所工場内にて棚の解体処分を行う際、重さ約100kgの棚板を持ち上げようとして腰に力が加わり負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C医院に受診し「腰痛症」と診断され、療養の結果、同年〇月〇日、治ゆ（症状固定）とされたものの、請求人は、治ゆには至っていないとして、同年〇月〇日、D整形外科に転医し、「腰椎捻挫」と診断された。

請求人は、上記の傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件災害に係る傷病は業務上の事由によるものであると認め、これらを支給してきたが、請求人からの同年〇月〇日以降の期間に係る休業補償給付の請求については、治ゆ後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件災害に係る傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ(症状固定)したとして、同年〇月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、要旨、「いまだ痛みもひどく、仕事にも就けない状況であるのに、治ゆ(症状固定)と判断されたことは納得がいかない。請求人の症状は、加齢的变化などではなく、事故による症状である。今も腰痛専門の整形外科に通っている。」と主張している。

(2) 当審査会では、同主張を受けて、請求人の傷病にかかるE医師の平成〇年〇月〇日付け療養内容についての回答書、F医師の平成〇年〇月〇日付け意見書及びG医師の意見書を精査した。

すると、いずれの医師も、請求人の腰部には年齢相応の変性が認められるものの、傷病自体は重症という状態にはないとし、さらに、E医師は平成〇年〇月〇日で治ゆ(症状固定)であると判断し、G医師もこれを支持している。この点、F医師も「休業を指示したことはない」と述べていることから、請求人の傷病について、さらなる休業を必要とする旨の医学的な所見は存在しないこととなる。当審査会としては、請求人の受診状況と治療内容を含めて検討したが、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ(症状固定)であるとの原処分庁の判断は妥当であると考えます。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理

由はない。

よって主文のとおり裁決する。